

第二種交付金の額及び交付方法認可申請書

TCA支-B000

令和8年5月00日

総務大臣  
林 芳正 殿

郵便番号 101-0052

とうきょうとちよだくかんだおがわまちいっちょうめ

住所 東京都千代田区神田小川町一丁目10  
興信ビル2F

いっばんしゃだんほうじんでんきつうしんじぎょうしゃきょうかい

名称及び代表者の氏名 一般社団法人電気通信事業者協会

かいちょう しまだ あきら

会長 島田 明

電気通信事業法第110条の4第1項の規定により、第二種交付金の額及び交付方法の認可を受けたいので、次のとおり申請します。

なお、本件申請は、TCA支B004（令和7年10月20日）により申請し総基促第133号（令和7年12月9日）により認可された令和8年度の第二種交付金の額（以下「変更前の交付金の額」という。）について変更が生じたため、第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則（令和7年総務省令第16号。以下「算定等規則」という。）第4条第2項の規定により改めて申請するものです。

1 第二種交付金の額

算定等規則第5条の規定により改めて算定した変更後の交付金の額は「148,660,118円」となる。なお、変更前の交付金の額との差額は次表のとおりであり、また、変更が生じた理由は下のとおりである。

第二種適格電気通信事業者	変更後の交付金の額 (円) a	変更前の交付金の額 (円) b	増減(▲)額 (円) a-b
NTT東日本株式会社	143,565,605	143,487,142	78,463
NTT西日本株式会社	5,094,513	5,094,987	▲474
株式会社ZTV	0	0	0
合計	148,660,118	148,582,129	77,989

- TCA一支B004による申請に係る第二種交付金の額について変更が生じた理由
- ✓ TCA一支B004により申請した令和8年度の第二種交付金は、算定等規則第7条の規定に基づきその額を算定するもののみであり、具体的な算定方法は、役務（注1）ごとに算定する担当支援区域（注2）ごとの原価、すなわち設備管理部門の原価と設備利用部門の原価の合計額から収益の額を控除して算定することとされている。また、算定等規則第14条第2項第四号には、この設備管理部門の原価の一部として、役務提供に係る既存設備を維持管理するための費用の算定方法が規定されており、具体的には、当該既存設備の数量に電気通信事業法第33条第2項の規定により総務大臣が認可した接続約款における当該設備に係る接続料その他これに類する単価を乗じて得た額を合計して算定することとされている。
  - ✓ 変更前の交付金の額を算定するためにNTT東日本株式会社及びNTT西日本株式会社から当機関に届出のあった原価には、この既存設備の費用が含まれており、その算定に当たっては、上述した規定に従い、両社が令和7年3月26日付で総務大臣認可を受けた令和7年度の接続約款における接続料単価（年額）が用いられていた（注3）
  - ✓ ところが、今般、両社による過去の接続料の算定根拠に誤りがあったことが発覚し、このため、過去の接続料も遡って見直されることとなり、令和7年度の接続約款についても、正しい算定根拠に基づき接続料単価を見直した上で、令和8年3月26日付で改めて総務大臣認可を受けるに至った（注4）。
  - ✓ こうして見直された令和7年度の接続料単価には、令和8年度の第二種交付金の額の算定に用いる原価のうち既存設備の費用を算定するためにも用いられている管路の接続料単価が含まれており、このため、NTT東日本株式会社及びNTT西日本株式会社から当機関に対し、それぞれ令和8年3月31日付け、同4月1日付けで、見直し後の接続料単価に基づく原価の修正届出がなされたところである（注5）。
  - ✓ 当機関において当該修正届出を確認したところ、令和8年度の第二種交付金の原価の算定対象となる担当支援区域383のうち263の区域で原価が修正変更されており、これに基づき改めて算定した結果、申請に係る第二種交付金の額について変更が生じたものである。

（注1）令和8年度の第二種交付金の額に係る申請ではF T T Hアクセスサービスのみ。

（注2）算定対象となる担当支援区域に変更はない。

（注3）支援機関は算定等規則の第8条届出を基に第二種交付金の額を算定しており、同届出中の算定資料別紙5-1に管路に係る単価が記載されている。

（注4）NTT東日本株式会社による公表資料（資料A）

<https://www.ntt-east.co.jp/info-st/constip/cons4/>

NTT西日本株式会社による公表資料（資料B）

[https://www.ntt-west.co.jp/open/sougo\\_yakkan/yakkan/santeiheni.html](https://www.ntt-west.co.jp/open/sougo_yakkan/yakkan/santeiheni.html)

（注5）管路に係る単価の額の見直しの概要については別添資料7を参照。

## 2 交付方法

総基促第 133 号により認可された T C A－支 B 0 0 4 による申請の内容から変更はない。

### ※ 添付資料

#### (1) 認可申請書（様式第一）関係

資料 1 本文 交付金の額を修正したもの

資料 2 【別表 1】 交付金の額について修正前と修正後の額を記載したもの

資料 3 【別紙（算定の詳細）】 原価及び交付金の額について修正前後の額を記載したもの

#### (2) 認可申請書の添付書類関係（別表第一、別表第二）（総務省審議会委員に限り開示）

資料 4 別表第一 「費用の額」及び「費用の額から収益の額を控除した額」について修正前後の額を記載したもの

資料 5 別表第二 「管理部門の原価」「原価（小計）」及び「原価から収益の額を控除した額」について修正前と修正後の額を記載したもの

#### (3) 認可申請書の添付書類関係（算定根拠に関する説明）

算定等規則第 8 条届出関係（管路に係る単価の見直しに関係する部分のみ抜粋したもの）

（総務省審議会委員に限り開示）

資料 6－1（NTT 東日本）	}	[	・ 算定根拠別紙 2-1 関係 設備管理部門の原価の詳細
資料 6－2（NTT 西日本）			

#### (4) 接続料単価の見直し関係

資料 7 既設設備の算定に用いる接続料における管路の額の単価の見直し（概要）

以上